

(第十三号)

昭和六十二年十二月十一日福生市議会議場に第四回福生市議会定例会が開催された。

出席議員は次のとおりである。

一番田村正秋君

四番浜中輝夫君

七番佐藤慶二君

十番村野和一郎君

三番遠藤洋一君

六番井上寅吉君

九番堀川實君

一 欠席議員は次のとおりである。

なし

一 欠員は次のとおりである。

なし

二番大森進君

五番須釜亮次君

八番 林田 武君

一番松山清君

四番赤星行人君

七番上野重勝君

二十三番 仲村清信君

三番野口秀世君

六番南木繁男君

九番在原博君

二番 原 敏 子 君

五番齋藤巽君

八番 小野沢 久君

二十四番村尾栄次君

一 議会議務局職員は次のとおりである。

議会議務局長	須崎 進君	議事係長	島田 幸治君	臨時速記事	川久保 友子君
務補佐員					

一 出席説明員は次のとおりである。

市長	田村 匡雄君	助役	古谷 徳男君	収入役	高水 求君
教育長	森田 猛君	企画財政部長	内田 和雄君	総務部長	浅見 裕康君
市民部長	小野 光朗君	福祉部長	生子 国利君	建設部長	森田 進君
教育次長	古谷 正夫君	監査委員	田村 一郎君	選挙管理委員長	篠崎 寛君
		事務局長		事務局	

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和六十二年第四回福生市議会定例会議事日程（第二日目）

開議日時 十二月十一日（金）午前十時

日程第一 一般質問

日程第二 議案第八十七号

日程第三 議案第八十八号

日程第四 議案第八十九号

日程第五 議案第九十号

日程第六 議案第九十一号

日程第七 議案第九十二号

日程第八 議案第九十八号

日程第九 議案第九十九号

日程第十 議案第一百号

日程第十一 議案第一百一号

日程第十二 議案第一百二号

昭和六十一年度福生市一般会計決算認定について（審査報告）

昭和六十一年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について（審査報告）

昭和六十一年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について（審査報告）

昭和六十一年度福生市福生都市計画事業福生都地区画整理事業

会計決算認定について（審査報告）

昭和六十一年度福生市下水道事業会計決算認定について（審査報告）

昭和六十一年度福生市受託水道事業会計決算認定について（審査報告）

福生市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（審査報告）

福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例
東京自治会館組合の解散について
東京自治会館組合の解散に伴う財産処分について

日程第十三 議案第百三十三号
日程第十四 議案第百四十四号
日程第十五 議案第百五十五号
日程第十六 議案第百六十六号

東京都市町村交通災害共済組合の解散について
東京都市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
東京都市町村消防団員等災害補償等組合の解散について
東京都市町村消防団員等災害補償等組合の解散に伴う財産処分について

日程第十七 議案第百七十七号

日程第十八 議案第百八十八号

日程第十九 議案第百九十九号

日程第二十 議案第百十号

日程第二十一 議案第百一十一号

日程第二十二 議案第百一十二号

日程第二十三 議案第百一十三号

日程第二十四 議案第百一十四号

日程第二十五 議案第百一十五号

日程第二十六 議案第百一十六号

日程第二十七 議案第百一十七号

日程第二十八 議案第百一十八号

日程第二十九 陳情第百一十九号

日程第三十 陳情第百二十号

日程第三十一 陳情第百二十一号

日程第三十二 陳情第百二十二号

昭和六十二年年度福生市一般会計補正予算(第四号)
昭和六十二年年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)
昭和六十二年年度福生市老人保健医療特別会計補正予算(第二号)
昭和六十二年年度福生市下水道事業特別会計補正予算(第一号)
福生市と秋川市との境界変更について
福生市と秋川市との境界変更に伴う財産処分に関する協議について
町区域の変更について
相続税評価額凍結に関する陳情書
地価高騰に対する税率の凍結等に関する陳情書
用途地域の見直しに関する陳情書
「義務教育費国庫負担法」の改正に関する陳情書

日程第三十三 陳情第百二十三号
日程第三十四 陳情第百二十四号
日程第三十五 陳情第百二十五号
日程第三十六 請願第百二十六号

用途地域の見直しに関する陳情書
「義務教育費国庫負担法」の改正に関する陳情書
福生市公衆浴場基幹設備資金の助成に関する陳情書
固定資産税の据え置きを求める陳情書

日誌第二十三 議案第百三十三号
日誌第二十四 議案第百三十四号
日誌第二十五 議案第百三十五号
日誌第二十六 議案第百三十六号
日誌第二十七 議案第百三十七号
日誌第二十八 議案第百三十八号
日誌第二十九 議案第百三十九号
日誌第三十 議案第百四十号
日誌第三十一 議案第百四十一号
日誌第三十二 議案第百四十二号
日誌第三十三 議案第百四十三号
日誌第三十四 議案第百四十四号
日誌第三十五 議案第百四十五号
日誌第三十六 議案第百四十六号
日誌第三十七 議案第百四十七号
日誌第三十八 議案第百四十八号
日誌第三十九 議案第百四十九号
日誌第四十 議案第百五十号
日誌第四十一 議案第百五十一号
日誌第四十二 議案第百五十二号
日誌第四十三 議案第百五十三号
日誌第四十四 議案第百五十四号
日誌第四十五 議案第百五十五号
日誌第四十六 議案第百五十六号
日誌第四十七 議案第百五十七号
日誌第四十八 議案第百五十八号
日誌第四十九 議案第百五十九号
日誌第五十 議案第百六十号
日誌第五十一 議案第百六十一号
日誌第五十二 議案第百六十二号
日誌第五十三 議案第百六十三号
日誌第五十四 議案第百六十四号
日誌第五十五 議案第百六十五号
日誌第五十六 議案第百六十六号
日誌第五十七 議案第百六十七号
日誌第五十八 議案第百六十八号
日誌第五十九 議案第百六十九号
日誌第六十 議案第百七十号
日誌第六十一 議案第百七十一号
日誌第六十二 議案第百七十二号
日誌第六十三 議案第百七十三号
日誌第六十四 議案第百七十四号
日誌第六十五 議案第百七十五号
日誌第六十六 議案第百七十六号
日誌第六十七 議案第百七十七号
日誌第六十八 議案第百七十八号
日誌第六十九 議案第百七十九号
日誌第七十 議案第百八十个

午前十時 開議

○議長（村尾栄次君） ただいまから昭和六十二年第四回福生市議会定例会第二日目の会議を開きます。

○議長（村尾栄次君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 仲村清信君登壇）

○議会運営委員長（仲村清信君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日、本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告をいたします。

本日の日程でございますが、昨日残りしました一般質問を冒頭に組みまして、そのほかは昨日と同じ順序といたしまして、お手元に御配付の日程表のとおり編成いたしました。

以上のように議会運営委員会といたしましては決定いたしました。本日の会議が円滑に運営されるようお願い申し上げます。報告といたします。よろしく願います。

○議長（村尾栄次君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願います。

○議長（村尾栄次君） これより日程に入ります。

日程第一初日に引き続き一般質問を行います。まず、十七番上野重勝君。

（十七番 上野重勝君登壇）

○十七番（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、貴重なお時間を拝借いたしました。私の一般質問を行います。

私が一般質問しようとしたしますのは、コミュニティ計画について、ただ一点でございますので、市長並びに担当部課長におかれましては御理解ある御答弁をお願い申し上げる次第でございます。

コミュニティという言葉でございますが、戦前、学説としてはあったそうですが、これが普及されたのは戦後でありまして、特に地方公共団体がこの問題を取り上げましたのは四十六年の十二月、自治省がコミュニティ対策要綱というのを発表してからでございます。

我が福生市におきましては、昭和五十二年三月に策定をいたしました福生市基本計画の中でこのコミュニティについてうたっております。

まず、第一にその基本計画のコミュニティについて御質問を申し上げます。

この基本計画の中におきまして、コミュニティをこのように規定をしております。福生市のコミュニティ、住区別、面積、人口及び施設の概況、それから生活圏域関連施設の分類と空間配置計画、コミュニティカルテ、これらにおいて述べられておりますが、その概要といたしましてところは、市民の日常生活圏であるおおむね一小学校学区を近隣住区としてコミュニティの醸成を図ることは基本計画の重要施策の一つであると定めておりまして、福生の市内を小学校七つございますけれども、八個のコミュニティ住区に定められております。

それで、このコミュニティ住区を中心となる施設として、コミュニティ活動の中心となるものとして、地域会館それからまた既設あるいはその後につくられましたものを含みまして、教育、文化、スポーツ等の施設をつくるということを規定しております。

その中で、地域会館につきましては昭和六十年に南田園の地域会館が完成をいたしまして、この地域会館計画というのはこれをもって完了をしているところでございます。

そこで、この計画の進行並びに内容についてお伺いをいたしたいと思います。

まず第一に、この計画により、いろいろな施設をつくり、あるいは計画をつくってあるわけでございますが、このコミュニティ計画の利用の状況あるいは、このコミュニティの実態についてお知らせをいただきたいと思います。

それから二番目に、このコミュニティ計画は近隣住区として小学校を単位として定められております。したがって、学校とかかわりというのは非常に深いものだろうというふうに私は解釈をいたしております。

そこで教育委員会としては、このコミュニティについてどのような対応をとっているのか、あるいは、どのようなことをやってきたか、教育委員会の方にお伺いをするものでございます。

それから第三点でございしますが、御案内のように、今後、日本の社会は急速に高齢化を迎えるわけでございまして、二十一世紀を迎えますと、四人に一人が老人であるというふうに言われております。したがって、今後の老人福祉対策というものは大変重要な施策になってくるわけであります。

そこで、この老人福祉対策は、あるいはボランティア活動というものは地域の連帯感がなくてはなかなか有効な効果が発揮できないというふうに私は考えておりますが、このコミュニティ計画の中においては、この連帯感について余り触れられておりませんが、今後この連帯感を助成していくということについて、どのようにお考えになっているかお伺いをするものであります。

それから、次に町会のコミュニティについてでございます。

この町会の言葉は通常の言葉でありまして、この中には自治会という名前のもも入っておりますので、それらを含めまして町会というふうに私は発言をいたしますので、それなりに御理解を賜りたいと思います。

この町会の制度でございしますが、江戸時代の五人組というようなものから始まりまして、戦前におきましても名前こそ違いますが、町会あるいは隣組というような組織があったわけであります。戦後、連合軍が進駐してまいりまして、マッカーサー司令部の指令によりまして、この隣組制度が戦争に協力した基礎的な組織であるというようなことから解体を命ぜられました。しかし、その後この組織は日本の風土に適したコミュニティとして復活を遂げてまいりまして、その後は地域住民の自主的な組織として、現在、全国の市町村に自然発生の形で普及してまいっております。

我が福生市におきましても三十五町会ございまして、さまざまな形態を持っております。

そこで、まず第一点お伺いいたしますが、この町会の大きなもの、それから小さいもの、あるいは平均的なもの、そして、この町会の組織率等についてお知らせをいただきたいと思っております。

それから二番目は、先ほども申し上げましたが、急速に高齢化が進んでまいりますと、地域の連帯感というものを深めてまいりませんと、老人福祉対策あるいはボランティア活動に支障を来すものであるというふうに私は考えております。したがって、今後のコミュニティについては、この町会の活動を積極的に助け、これを援助していくべきだろうと考えております。それで、市によっては地域対策課というのを設けまして積極的に取り組んでいるところがあるようでございますが、現在、我が福生市におきましては、そのような考え方があるかどうか。これは、きのうも質問の中に出了たんですが、いわゆるスクラップ・アンド・ビルド方式というように、少なくとも一つのかかわりぐらゐは設けたらどうか。

それから、これは五十三年の部制施行の際に、従来総務部にあったものを市民部の方に係を移したわけでございますが、コミュニティというような考え方に立ちますと、もっと企画財政とか、あるいは総務といったような部門の方に移した方がよいのではないかということも考えられますので、その辺もあわせて御答弁を賜りたいと思います。

次に、町会の施設に対する考え方でございます。

現在、福生市には三十五の町会がございまして、それぞれの活動を行っておるわけでございますけれども、その中心的な施設として、各町会には会館あるいは集会所といったものがございまして、ところが、この内容は大変多種多様でございまして、大きく分けますと、地域会館のような、市が直接その施設をつくり、そして、その維持管理費を全部負担をしているというものは、これは後ほどできました地域会館、あるいは、その他の公共施設を含めてでございます。それから、また一つ、公社、公団というような住宅につきましては、公社、公団が設置をして、これを自治会に使用を任しているというようなものもございまして、それから、多くの町会で見られるんですが、その町会が地域の人たちの寄付によって建設をし、現在もそれらの維持費等については、すべて町会が負担をしているというものがございまして、それから、新しくできた町会などでは、全くこういった施設を持ってないというものもあるわけであります。

このように、この町会によって非常にアンバランスがございまして、私は市民平等の立場から、これらの負担の公平を図るべきであろうというふうに考えておりますが、市長はどのようにお考えか承りたいと存じます。

それから、先ほども申し上げましたが、基本計画などのコミュニティにおいて近隣住区の中心施設でありました地域会館というものが一応完成をいたしました。そこで、私は次の段階で町会の区域を単位としたコミュニティ——コミュニティ分区分区というものを定めまして、これを計画的に整備し、諸施設の充実を図っていくということが必要だろうと思っておりますが、市長においては、そのような考え方があるかどうか伺いをいたしたいと思っております。

以上、簡単でございしますが、私の壇上におきます一般質問にかえさせていただきますので、二回以降は自席において質問を申し上げます。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 上野議員さんの御質問にお答えいたします。

コミュニティ計画について、その一の基本計画の中のコミュニティについてでございます。

現総合計画につきましては、住民の主体性、自主的活動の中から生まれるコミュニティは大切であり、活力ある市民のまちづくりのために大変重要であると考えております。このため、今までコミュニティ活動のための条件整備として各小学校校区に地域会館を設置するほか、文化、スポーツ各種施設等の整備に努め、おかげさまで、それらをもとに地域会館館全体で六十一年度六千三百九十八件、十一万六千八百六十二人の方々が利用をされておりました。PTA、老人クラブ、子供会、おはやし等の地域団体、社交ダンス、民謡、合唱等の文化グループ、ヨガ、体操等の体育グループ等々各分野での自主的市民活動を含め、コミュニティ活動が活発に行われております。

ただ、御指摘のように、どちらかといいますと目的別グループが多く、地域の横の結びつき、地域連帯感づくりという点では、まだ今後の御努力に待つべき点もございまして、

いずれにいたしましても、コミュニティ活動の主体は一人ひとりの住民であります。さまざまな活動があり、さまざまなことが自主的に行われることが望ましいわけで、修正基本計画におきましてこのような地域活動を大切に考え、市としては、コミュニティ活動の発展を願って奨励、援助をしていくことにしているところでございます。

次に、町会のコミュニティについてでございます。

町会、自治会は伝統ある住民の自主的組織でありまして、基礎的な一つのコミュニティと考えることができます。したがって、その活動が会員の皆様の意思の中で大いに充実、発展されることを期待し、町会等の自主性が損なわれないよう可能な奨励や援助を進めさせていただきたいと思っております。

町会の実態でございますが、現在三十五町会で、全体の加入率は約七三％で、加入世帯はそれぞれまちまちですが、大きな町会は千世帯ぐらいのところもあれば、小さいところでは百を割るような町会もございまして、

この件について、細部につきましては部長から答弁いたさせますので、よろしく願います。

次に、町会施設に対する考え方でありますが、活動の中心となります集会所の状況でございますが、町会所有は二町会が一つの会館を共有しているところがございますので、全体で十八で、構造的にはほとんどが木造家屋で、大きな建物は約二百十平方メートル、小さな建物で約四十平方メートルとさまざまでございます。その他公団、公社等の所有が五町会、市の施設を利用している町会が七となっております。

集会所の全然的な二町会につきましては、御要望いただいておりますので、小規模ではございますが、防災倉庫の一

部を利用する計画であります。

御指摘の負担の公平につきましては、町会会館につきまして本年度から光熱水費の一部につきまして補助を決定させていただいておりますが、今後も全体にわたりまして研究させていただきたいと考えております。

次に第四点目、町会に対する補助のあり方についてでございます。

ただいま御提言をいただきました内容につきまして、制度全般にわたりまして見直しの検討をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

学校利用等につきましては、教育委員会から御答弁をいたさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で御答弁にかえさせていただきます。

○教育次長（古谷正夫君） 自席からお許しいただきまして、教育委員会が所管しておりますコミュニティの利用状況とその対応について御答弁させていただきます。

コミュニティ対策の一つとして、学校の地域への開放についてでございますが、現在、PTA活動につきましては学校行事が中心でございますので、校舎の利用をいただいておりますところでございます。

一般開放につきましては、御承知のように体育館、校庭を利用していただいておりますが、今後、体育館、校庭につきましては、非常に多くの方々に利用いただいておりますが、さらに多くの方に利用していただきますよう施設の整備について配慮してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、校庭と体育館の利用状況でございますけれども、六十一年度で申し上げますと、校庭の使用状況でございますけれども、件数で申し上げますと六百五十二件、利用されました方でございますが、二万五千九百三十五人でございます。次に、体育館の使用状況でございますけれども、使用件数いたしますと二千五百九十件でございます。使用人数が五万二千三百四十人というふうな数字になっておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○市民部長（小野光朗君） それでは、市長の補足答弁を申し上げます。

まず、町会の大きい世帯と小さい世帯につきまして市長の方から御答弁申し上げましたけれど、平均につきましては四百世帯ぐらいが標準というふうになっております。

それと、あと一件でございますけれども、地域対策課という御指摘でございますけれども、最近、各市におきましても、

御質問のとおり地域対策というものが非常に大事にされているようでございます。そうして町会とか自治会を中心にして、自主的な活動等を何か育成したり、地域の連帯を涵養していくというふうな動向に行政もかわっているようでございますので、その辺も踏まえて今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○十七番（上野重勝君） 御答弁をいただきましたので、ありがとうございます。

それでは、ただいまの御答弁と関連をいたしまして再度御質問を申し上げます。

今、私はコミュニティの中で町会のコミュニティについて、町会の区域を一つの分区としてコミュニティ計画をつくったかどうかという御提案を申し上げますが、これに對しまして、まだ御答弁をいただいてないように思いますので、御答弁を賜りたいと思います。

それから、コミュニティの現況でございますが、答弁にもありましたように、確かにグループ活動、あるいは趣味とか、文化といった横のつながりの活動は多いようでございますが、地域の連帯感といったものが非常に薄いように私は考えております。これは今後の老人社会ができていくに従いまして、老人対策というのが重要になりますけれども、この老人の福祉というのは、ボランティアあるいは近所等のつき合いというものが非常に重要だと思います。したがって、こういうものを育てていくには、どうしてもいわゆる町会というものが主体になって、あるいは隣組制度というようなものが主体になっていかなければいけないんではないかと思っております。

そういう意味で、もっと町会に対する関心といいますか、行政側の援助をしてあげてもいいんじゃないか、その辺が答弁の中で欠けておりますので、御答弁をいただきたいと思っております。

それから、教育委員会の方ですが、私が予想しているよりはるかに多くの利用があるということはおわかりましたけれども、これも、いわゆる特定の団体とか、あるいは個人はないんでしょけれども、そういうものの利用が多いんじゃないかと思っておりますが、これは一般に開放されているのかどうか、そして、どなたでも気楽に使えるような状態にあるのかどうか、その辺をいまだ一度御答弁をいただきたいと思っております。

それから、町会に対する援助のことでございますが、現在、委託料という形で六十二年度予算で見ますと、交通指導委託料が五十六万円、行政事務委託料が八十六万円ですね、それから、そのほかに自主防災組織ということで七十四万七千円、それから、また別の形で、これは町会長の手当に該当すると思うんですが、行政事務連絡員ということで一人

二十四万円、三十五町会で八十四万円という金額が交付をされておるわけでございますが、この委託料という形なんです。が、本来、委託料というのは、どういうものをどういう形で委託をしたかということによって支払われるものだろうと思います。

したがって、この委託料という形で支出をされているのは変則であるというふうに私は思いますが、これらは補助金というような形で、もっとすっきりした形で出してもいいのではないかと。

それから、先ほど私がコミュニティ活動に力を入れなさいということから、町会に対する補助金というようなものをもっと大幅に出してもいいんじゃないかなというふうに考えておりますが、その点、どのようにお考えになつてゐるか、御回答をいただきたいと思います。

○企画財政部長（内田和雄君） 御答弁をさせていただきます。

まず、一点目の町会の区域の分区としてのコミュニティをどう考えているかという点でございますが、コミュニティの分区として位置づけるかどうかという点については、またこれから検討させていただきますが、できるだけ奨励援助はできるように考えてまいりたいと思ひますので、ひとつよろしくお願ひします。

それから、二点目でございますが、非常に今の社会経済状況の中では、高齢化とか、いろんな形でこれから急速に変動していくものと思ひますが、こういうことに対応するには、やっぱり地域の連帯感とか協同とか協力ということが、いろんな意味で求められてくるのではないかなというふうに思ひます。

特に、人口等の移動の激しい我が福生市におきましては、ますますお互いに知り合うことや顔を合わせる必要があります。あると思ひます。さらに、地域の大切さ、それから地域の意味等、お互いに理解が必要であると思ひますが、各種の市民の皆さんの活動、文化活動やスポーツ活動を通じて、さらにはリーダーの方々の研修会等を通じ、そのような考え方を持って、これからの行動が浸透していくように、社会教育活動の振興を今後ともお願ひしてまいりたいというふうに思ひます。

以上、二点について私の方から答弁をさせていただきました。よろしくお願ひします。

○市民部長（小野光朗君） それでは、引き続きまして、町会関係のことで御答弁申し上げます。

まず一点は、委託料というふうな性格のものがなじまないんじゃないか、補助金方式をとったらいかがという御質問で

ございますけれども、これにつきましては、今、市でも町会にいろいろお願ひしているわけでございます。例えば赤い羽の募金とか交通安全とか、あるいは市の事業のポスターを張っていただくとか、そういうふうないろんな事業につきましの委託料というふうな、そういうふうなものに対する、何か町会に対するお願ひという意味での委託料というのが、今八十万六千円ということ、これを出しているわけでございますけれども、そういう面と、一面、また町会を自主的な町会として育てていくという意味での市の方での、補助金というふうな面も、やっぱり考えなきゃならぬなと思ひます。現在は、地域会館、町会等の施設に対する建設補助というものと、あとは会館の運営費等の補助というのは、今現在設けているわけでございますけれども、それらも含めまして、委託料とか補助金というふうな問題を、町会の役割とか機能とか、今後の、分区として、どうコミュニティを育成していくかというふうな問題も含めまして、補助金及び委託料についても検討していきたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○教育次長（古谷正夫君） 一般開放について、行っているのかというふうなことでございますけれども、学校開放につきましては、現在、登録制をとらせていただきました。その内容は十人以上の団体で、現在登録されておりますのは七十三団体でございます。約七千名の方に利用していただいております。これは、特に登録というふうな形は、朝晩を学校を支援のない範囲で利用させていただくというふうな形で、登録された団体について御利用いただいているわけでございます。自由開放といたしましては、校庭は学校が支障のないというふうなことでございます。そういったと、土曜、日曜に閑しましては、自由広場というふうなことで一般開放にさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

○十七番（上野重勝君） それでは、引き続きまして質問を行います。

何かまだ私の質問したことに対して、一部まだ答弁漏れみたいな感じがいたしますので、改めてまた質問をしますが、それといま一つ、私の質問の中で幾つか落ちてゐるのもありましたので、再度御質問を申し上げます。

一つは、基本計画の中の近隣住区、ここにいろいろ施設の一覧表がございますが、昭和六十一年三月現在におきます近隣住区の中で、例えば、公園などは非常にアンバランスがあるんじゃないかというふうな表の中では見受けられますけれども、これらは今後どのような形でバランスをとっていくのか。その中でも六十二年に幾つか公園もできておりますので、あるいはその辺でバランスがとれているのかどうか。その辺、ひとつ伺いをいたします。

それから、その計画の中にコミュニティリーダーの研修というのがあったので気がついたんですが、このコミュニティ

リーダーの研修という——コミュニティリーダーとはどんなものなのか、それから、その研修というのは一体どんなことをやっているのか、これもひとつお聞かせをいただきたいと思っています。

それから、組織について地域対策室という提案を申し上げまして、将来これは機構改革の中では企画総務の方も持っていていいじゃないかというような発言を申し上げましたが、これに対する見解についてもお伺いを申し上げたいと思います。

それから、町会の会館について負担の平等を期すべきであるという発言をしてあるわけですが、その中で、維持費については本年度から一施設当たり五万円ですか、予算計上をしたということでございますけれども、今後、負担の公平という点から見ますと、現在、補助率が会館については五〇％、それから借地の更新料についても五〇％、それから用地の買収については三〇％、さらに上限を二十万円というふうに設けてありますけれども、私は、段階的にこれも引き上げていって、将来は平等にすべきであるというような考え方を持っておりますけれども、今後、これらの負担率の引き上げ等について、市長はお考えがあるかどうか。

それからまた、維持管理費につきましても、もっとふやしていくべきだろうというふうに思いますけれども、これについての考え方もお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、これは町会の方でたびたび問題になるんですが、町会は任意の団体で、法的な団体ではございませんので、土地を持っておりましても、町会として登記をするわけにいかないわけですね。それから、借りている場合も町会の代表者というような形で借りているわけです。これは相続等の問題が起きますと非常に混乱を起こすわけでして、現実には、私の方でも、ある施設が明治のときの地主の名前になっていたと。その書きかえのために五十人近くの人の判をもらわなくてはできなかったというふうな例があるわけです。今後、もしこれは町会等の合意ができるならば、そういう公共施設の土地については、市のものとして、町会との間に永久的な賃貸契約というふうなものをもって町会の土地を保護してやったらどうかというふうな考え方を持っております。もっとも、これは町会が欲するか、欲しないかによって違ってくるわけですが、町会の方でそういう希望があるならば、そうするかどうか。その辺をひとつお伺いをしたいと思います。

それから今、補助金のことと委託料というふうなお話が出たんですが、これはちょっと規則の方を見ますと、行政

事務連絡員設置規則の中で、市長が定める区域に一人ずつ置くんだというふうな決め方がしておりますが、この町会の中には重複した区域もあるわけで、この町会の区域の決め方というのは、どんな形でなされているのか、お伺いをしたいと思います。

それから今、この行政事務連絡員に事務委託という形になっているんですが、これは市長が必要と認める事務の範囲内において委託をするというふうになっていますが、これらも明確になっているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○市民部長（小野光朗君） それでは、幾つか落としもあると思いますが、私の方から、まず最初に御答弁申し上げます。

まず、町会の負担の公平を、今後どういうふうに図っていくかということでございますけれども、御指摘のとおり、現在には光熱水費、あるいは補助金制度としては施設補助というふうなものだけにとどまっております。基本的には、やはり御指摘の面も今後検討して、やはり会館の施設補助、建設補助あるいは用地買収等の補助率、その他についても、今後もう少し検討を加えながら、なおかつ、町会が自主的な活動ができるような、そして、そういうふうな施設に対して町会が積極的に改善できるような方向には進めなければならぬかと思っております。

それと、維持管理費につきましては、現在、月に五万円ということ、各町会で所有しております会館に対しては補助金を出しているわけでございますけれども、これらにつきましては、ことし初めての状況でございますので、もうちょっと実態をつかみながら、また検討してまいりたいと思います。

それとあと、土地——要するに町会の土地が、法人として認められないということ、個人と名前が共有になっている問題は確かにございます。そうしますと、共有者が亡くなられますと、やっぱり相続の問題で非常に複雑になってきて、実態として収拾のつかないのがあるんじゃないかと思えます。ただ、あくまで、これは町会の施設であり、土地でございますので、なかなか市の方で、積極的にそういうことに取り組むのもなかなか難しいんじゃないかと思えます。

といいますのは、やはり町会の今までの歴史の中で、お互いが寄附したり、積み立てたりして、あるいは地主さんの好意でもって土地を取得したりしているものがありますので、そういう権利関係、所有権の問題につきましては、なかなか市としても難しいと思いますけれども、町会等でそういう御意見等があれば、また今後検討してまいりたいと思います。

それから、町会の区域の決め方でございますけれども、これは、やはり先ほど上野議員さんがおっしゃいましたとおり、隣組とかいう、昔からの一つの歴史の中ででき上がっておりますものですから、特に、行政の方で町会の区域を、こういうふうに決めたいとかということじゃないんじゃないかなと思います。町会というのは、結局そういう昔の歴史とか地縁的とか、地理的とか、そういうさまざまな中の歴史からでき上がっておりますので、現在では、その町会の決め方についてはまだ考えていないような状態でございます。

それと、あと委託料の件でございますけれども、御指摘のとおり、まだきちんとした明確な基準というのはございませんで、これらについても、今後適切な考え方をつくっていききたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○建設部長（森田 進君） 自席からお許しをいただきまして、近隣住区というふうなとらえ方の中の公園の整備計画ということでございますが、公園につきましては、おかげさまで毎年毎年整備をさせてもらっておりますので、いわゆる都市公園と言われるものの中で、児童遊園あるいは近隣公園、そういうものをつくらせていただきました。現在、全体では五十の公園が市内に整備されておると、そういう状況でございます。これから公園等については、年次計画を持ちまして、それぞれの地域に合った公園整備をしていきたいと思っております。

それから、特に公園については、一応基本計画の中では半径二百五十メートルあるいは半径五百メートルと、そういう範囲の中での公園整備が計画されておるわけでございますが、御案内のように、鉄道等によって、遮断されて、なかなかなかなか近くにあっても利用しづらいと、そういう問題も現実には聞いてございます。そういうことを含めまして、これからの整備の中では、できるだけ地域での利用が図れるような形での公園整備を進めていきたい、そのようなことを考えております。

ただ、現実問題といたしまして、用地の確保というものが非常に何か困難になってきていると、そういう現状があることを、ひとつ御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○企画財政部長（内田和雄君） 御質問の中のコミュニティリーダー、それから研修ということについて御質問がございましたが、コミュニティリーダーとは、主体的、自主的コミュニティを形成していく地域のリーダーの方々といひまして、これは、時には町会、青少協、それから青少協の地区委員長、それから各種社会教育、それから福祉団体の指導者の方々を指していると思っております。

それから、研修については、現在、青少協リーダー研修会とか社会教育、それから福祉のボランティアリーダー研修会が行われております。

それからあと、地域の対策課の設置等についてでございますが、今、御提案もございましたので、これから組織検討委員会等においても検討をさせていただきたいと思っております。以上です。

○十七番（上野重勝君） それでは、もう三回の質問回数が終わりましたので、要望にとどめさせていただきます。

私の言わんとする主なところは、これからは、いまだ少し町会というものを大事にしてください。それで、これを育てて連帯感を増すことによって、今後のコミュニティが育ってくるのではないかと考えております。

したがって、いろいろ今まで発言をいたしました、それらに基づきまして、まだかなり答弁に不満足な点がございするけれども、これ以上また——ということもできませんので、ひとつ、ぜひとも私の発言の趣旨を尊重していただきまして、できるだけ御努力をお願いを申し上げます、私の質問を終わります。

○議長（村尾栄次君） 次に、十四番赤星行人君。

（十四番 赤星行人君登壇）

○十四番（赤星行人君） 御指名をいただき、貴重な時間を大変ありがとうございます。

会議規則第八十六条の規定に基づきまして、さきに御通告申し上げてあります六項目について一般質問をさせていただきます。

質問に当たりまして、常日ごろ市長さん初め職員の皆様方におかれましては、市民のために献身的に御努力をなさっていることを感謝申し上げます、敬意を表しておきます。

第一に、公共施設周辺の駐車場についてでございます。

特に牛浜地区に絞りますが、御承知のとおり、牛浜地区には市民会館、福祉会館、公民館、そして福生球場がございす。一度に利用されるときには大変駐車場が狭くて困っているのが現状でございます。この問題につきましては、五十八年の九月また六十一年の九月にも、この壇上から御質問をさせていただきました。そして、さきの九月の定例会においても、宮沢議員から発言がございました。